

国民年金保険料は所得から控除されます

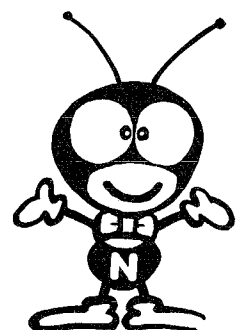
今年も所得税の年末調整が行われる季節になりました。国民年金の保険料は、所得税や市町村民税を算出する際に、全額が社会保険料控除の対象として、課税所得から差し引かれます。

控除の対象となるのは、今年一年間に納めた保険料の合計です。今年納めたものであれば、過去の未納保険料や免除期間の追納保険料も対象になります。給与所得者で年末調整される方は、忘れずに手続きを行ってください。

年金受給者が死亡したときは速やかに届け出を...

不幸にして、年金を受けている方が亡くなったときは、「年金受給権者死亡届」を提出しなければなりません。

年金は、死亡した月の分まで支払われることになっています。この届け出が遅れると、死亡した後も続けて支払われ、過払いが生じてしまいます。この過払



いとなった年金は、遺族の方に返していただく必要があります。このようなことが起こらないよう、速やかに届け出をしましょう。

◆未支給年金
死亡した方に支給すべき年金で、支給されていない年金がある場合、遺族の方は、未支給年金としてこの年金を受けることができます。請求できる遺族は、死亡したときに生計を共にしていた①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹です。(○数字は請求者の順位)

なお、死亡届の提出先等くわしいことは、役場へおたずねください。

戦後強制抑留者の皆様へ

請求はお済みですか

戦後、旧ソ連邦またはモンゴル国の地域に強制抑留された方、またはそのご遺族に、内閣総理大臣名の慰労品（書状・銀杯）を贈呈しております。このうち、年金恩給や公務員の共済年金などを受給されていない方には、併せて慰労金10万円が支給されます。請求期限が平成5年3月31日までと迫っていますので、お早めにご請求ください！

●請求・お問い合わせ先●

〒112 東京都文京区大塚5-3-13
平和祈念事業特別基金 業務第2課
☎03-3945-4703・4707

なお、請求書類は都道府県・市区町村の窓口にも置いてあります。

恩給欠格者の皆様へ

請求はお済みですか

平和祈念事業特別基金（総理府所管の認可法人）では、いわゆる恩給欠格者の方で、外地等に勤務した経験を有し、加算年を含めた在職年が3年以上で、請求時において日本国籍を有する方には内閣総理大臣名の書状を、さらに70歳以上の方には高齢者の順に併せて銀杯を贈呈しております。

(注) 次の方は、この事業の対象になりません。

- ・年金たる恩給または旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有する方。
- ・恩給欠格者のご遺族および戦後、旧ソ連邦またはモンゴル国の地域に強制抑留されたことのある方。
- ・戦傷病者戦没者遺族等援護法上の軍属（雇員、傭人、工員等）および準軍属の方。

〔請求書類の送付先・お問い合わせ先〕

〒112 東京都文京区大塚5-3-13
平和祈念事業特別基金 業務第1課
☎03-3945-4704

なお、請求書類は都道府県・市区町村などの窓口にも置いてあります。

シリーズ「国保」No.4

◎高額療養費とは？

国保で診療を受ける場合、私たちは医療費30%を負担するだけです。最近では医学の進歩に伴って高度な医療技術が開発され、高額な医療費を必要とする場合が少なくありません。30%を負担するだけといっても、その額はきわめて大きなものになり、個人的に負担することが困難な場合があります。このような場合に対処するために、一定額以上の医療費は国保が負担することに決められました。

◎一人の人が、一ヶ月の医療機関に六万円(住民税非課税世帯の人は三万三千六百円)以上



高額療養費

の医療費を自己負担して支払った場合、六万円を超えた額は、国保があとから払い戻します。

◎一つの世帯で一ヶ月に三万円(住民税非課税世帯は二万一千円)以上の医療費の支払いが二回以上ある場合は、合算して六万円を超えた額は、あとから払い戻されます。



世帯合算のケース

◎一つの世帯で、高額療養費に該当する医療費を過去十二ヶ月間に四回以上支払った場合は、四回目以後から、三万四千八百円(住民税非課税世帯は二万三千四百円)を超えた額が全部払い戻されます。

年4回以上の支払い



◎療養に要する期間が著しく長く、かつ一定の高額な治療を継続してうけなければならぬ、人工透析が必要な慢性じん不全については

「特定疾病療養受療証」を病院の窓口へ提出すると、一ヶ月一万円以内の支払いが戻ります。

☆高額療養費計算の基準
「一ヶ月とは
暦月計算で、月の初日から末日までをいいます。その間に支払った医療費が六万円を超えた場合に高額療養費が支給されます。たとえばある月の十五日から翌月の十五日まで入院した場合でも、最初の月と次の月とは区別され、合算されません。



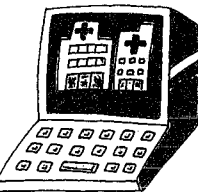
長期療養を要する病気

「一つの医療機関とは

(病院・診療所毎に計算)
たとえば甲の病院と乙の病院(同時にかかっている)、一ヶ月に自己負担分として甲に八万円、乙に二万円を支払った場合は、甲については高額療養費が支給されますが、乙については支給されません。ただし、たとえば甲と乙の病院に一ヶ月にそれぞれ三万円以上を支払った場合には、甲乙合算した額から六万円を差し引いた額が支給されます。

●(歯科は別)
一つの病院・診療所に内科などの科と歯科のある場合、歯科は別の病院または診療所として扱います。

●(総合病院)
総合病院の各診療科は別の病院として扱います。ただし、総合病院の入院患者が他の科の診療を受けたときは合算されます。(その場合でも歯科は別)。



病院・診療所毎に計算

「自己負担に計算されない医療費

●保険診療の対象とならない、差額ベッド代や基準看護の病院(入院した際の付き添い看護料)あるいは歯科の差額負担などは自己負担の計算に入りません。



総合病院



歯科は別

